

令和6年能登半島地震に伴う運転免許証の有効期間等の延長措置の終了について

運転免許証の有効期間等の延長は令和6年6月30日までとなります。

氏名	日本花子	昭和××年●月●日生														
住所	■■県○○市△△町□□															
交付	平成●●年△月□日 12345															
免許の有効期間	2024年(令和6年)1月1日まで有効															
免許の条件等	優良															
番号	第 123456789000 号															
二種	<table border="1"> <tr> <td>大型</td> <td>中型</td> <td>小型</td> <td>普通</td> <td>大特</td> <td>本一</td> <td>普通</td> </tr> <tr> <td>小特</td> <td>原付</td> <td>大ニ</td> <td>中ニ</td> <td>普ニ</td> <td>本二</td> <td>引・引二</td> </tr> </table>	大型	中型	小型	普通	大特	本一	普通	小特	原付	大ニ	中ニ	普ニ	本二	引・引二	 公安委員会
大型	中型	小型	普通	大特	本一	普通										
小特	原付	大ニ	中ニ	普ニ	本二	引・引二										

【対象となる方】

令和6年能登半島地震により被災された方で、
有効期間の末日（左の場合、令和6年1月1日）が、
令和6年1月1日（注）から令和6年6月29日までの方

（注）道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます。

令和6年6月30日の直前は、窓口が混雑することが予想されますので、
お早めの更新手続きをお願いいたします。

※御不明点がございましたら、最寄りの警察署又は運転免許センターにお問い合わせください。